

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

(号外) 第29号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

1 昭和52年4月8日 金曜日

## 目次

◇ 告 示 鳥取県酪農近代化計画

## 告 示

### 鳥取県告示第二百五十四号

酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第二条の三第一項の規定に基づき、昭和六十年度を目標年度とする鳥取県酪農近代化計画を次のとおり定めたので、同法同条第四項の規定により公表する。

昭和五十一年四月八日

鳥取県知事 平 林 三

### 鳥取県酪農近代化計画

#### I 基本構想

本県の酪農は、戦後に始まった比較的新しい酪農で、昭和30年代に急

速な発展を見て、昭和45年に頭数は15,189頭に達したが、以降酪農家戸数の減少とともに乳牛頭数も減少し、昭和50年には11,500頭になった。昭和50年における農業粗生産額は79,359百万円で米が33.3パーセント、畜産26.3パーセント、野菜14.3パーセント、果樹14.1パーセントその他となっており、そのうち生乳の粗生産額は3,081百万円で全体の3.9パーセントを占めるに過ぎないが、乳用雄肥育牛の活用、乳酪用牛肉利用等と併せて畜産の主要な部門を占めている。昭和50年度に定めた第3次鳥取県総合開発計画の昭和60年度目標で大幅な伸長が期待されるのは、野菜、畜産、果樹等で畜産は29.1パーセントを占めるに至り米に代わって首位になるものと見込まれている。

酪農は、牛乳、乳製品消費の拡大に支えられ京阪神地域への牛乳供給基地としての役割が強まり、その重要性は増大するものと見込まれるが、一方生乳の生産条件は飼料生産用地拡大の困難性、濃厚飼料価格の高騰、あるいは酪農労働の年間にわたる拘束性等厳しいものがあり、生乳生産の飛躍的増加は見込まれないが、零細規模な酪農家の離脱減少傾向が低くなり、中規模農家層の増加あるいは規模拡大の進展により緩やかではあるが乳牛頭数は増加するものと見込んでいる。

酪農の近代化を進める方向としては、高度な技術と装備を有し、高い生産性のもとで収益性が高く環境汚染問題を起こさない安定的な経営として個別経営はもとより他の経営と有機的結びつきを持った酪農を目標とする。このためには酪農近代化基本方針を基調とした近代的酪農経営方式の指標にそって酪農経営の合理化を図るとともに、粗飼料自給度向上のための未利用地の開発あるいは水田裏作の積極的活用、機械力の導入による土地生産性及び労働生産性の向上に努めるものとする。また、

公共育成牧場の効率的利用による育成部門の軽減並びに優良な後継牛の育成を図る。更に、集送乳及び乳業の合理化等流通機構の近代化を進め酪農の健全な発達を図る。

Ⅰ 生乳の生産数量の目標

区域名	区域の範囲	現 在 (50年)				目 標 (60年)			
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当り年間産乳量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当り年間産乳量
東部	鳥取市・岩美郡 気高郡・八頭郡	2,410	1,790	1,570	4,630 kg	3,500	2,480	2,170	4,900 kg
中部	倉吉市・東伯郡	4,790	3,500	3,060	4,630	7,200	5,110	4,460	4,900
西部	米子市・境港市 西伯郡・日野郡	4,300	3,120	2,720	4,630	5,800	4,120	3,600	4,900
計		11,500	8,410	7,350	4,630	16,500	11,710	10,230	4,900

Ⅱ 近代的な酪農経営方式の指標

方 式 名	1 飼養頭数規模 (経産牛頭数)	2 酪農部門投下 労働1時間当り 生乳生産量	3 経産牛1頭当 り飼養管理労働 時間	4 飼料作10アール 当たり労働時 間	5 飼料作10アール 当たり養分生産量 (TDN換算)	6 飼料自給率 (TDN換算)	7 備 考
複合水田酪農経営	10頭以上	kg以上 21	時間以下 178	時間以下 43	kg以上 1,765	%以上 60	
専業細地酪農経営	30	31	106	36	1,737	60	

IV 乳牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 区域別乳牛の飼養構造

区域名	現在 (50年2月)										目標 (60年)				
	総農家数 (A)	飼養農家数 (B)	乳牛頭数 (C)	未経産牛頭数 (D)	計 (D)	普及率 (B)/(A) %	経産牛率 (C)/(D) %	1戸当たり飼養頭数 (D)/(B)	飼養農家数 (B)	乳牛頭数 (C)	未経産牛頭数 (D)	計 (D)	経産牛率 (C)/(D) %	1戸当たり飼養頭数 (D)/(B)	
東部	20,500	230	1,570	840	2,410	0.1	65.1	10.5	180	2,170	1,330	3,500	62.0	19.4	
中部	14,157	810	3,060	1,730	4,790	5.7	63.9	5.9	600	4,460	2,740	7,200	62.0	12.0	
西部	18,925	780	2,720	1,580	4,300	4.1	63.3	5.5	520	3,600	2,200	5,800	62.0	11.2	
計	53,582	1,820	7,350	4,150	11,500	3.4	63.9	6.3	1,300	10,230	6,270	16,500	62.0	12.7	

2 経営規模別乳牛飼養構造

区分	総飼養農家戸数 (A)	子牛のみ飼養戸数 (B)	成牛飼養頭数					計 (B)	飼養頭数 (B)	1戸当たり飼養頭数 (B)/(A)			
			1~4頭	5~9頭	10~14頭	15~19頭	20~29頭						
現在 (30年2月)	1,820	170	930	420	119	80	70	22	7	3	1,650	11,500	6.3
目標	1,300	150	470	250	200	150	100	40	25	15	1,250	16,500	12.7

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料生産計画

区域名	区分	現在 (50年)				目標 (50年)				備考			
		飼料生産面積及び生産量		野草地 (箱ワラ)	乳牛年間 1頭当た り	飼料生産面積及び生産量		野草地 (箱ワラ)	乳牛年間 1頭当た り				
		飼料作物作付面積	飼料畑			飼料作物作付面積	飼料畑						
		牧草地	個人利用	公共利用	計	牧草地	個人利用	公共利用	計				
東部	面積 (ha)	357	0	33	390	16.2a	420	0	296	716	—	20.5a	飼料作物TDN率 12.56% 自給率 40%→50%
	生産量 (t)	13,754	0	1,150	14,904	1,687	19,320	0	13,616	32,936	1,223	9,760kg	
	TDN換算量 (t)	1,754	0	144	1,898	629	2,430	0	1,710	4,140	456	1,313kg	
中部	面積 (ha)	976	52	49	1,077	22.5a	1,505	50	103	1,658	—	23.0a	50%→60%
	生産量 (t)	40,569	2,316	2,183	45,068	1,678	75,250	2,500	5,150	82,900	2,504	11,862kg	
	TDN換算量 (t)	5,095	291	274	5,660	626	9,449	314	647	10,410	934	1,576kg	
西部	面積 (ha)	698	356	136	1,190	27.7a	1,173	350	96	1,619	—	27.9a	55%→60%
	生産量 (t)	26,968	13,842	5,288	46,098	1,504	52,785	15,750	4,320	72,855	2,013	12,908kg	
	TDN換算量 (t)	3,386	1,630	629	5,645	561	6,629	1,978	542	9,149	751	1,707kg	
県計	面積 (ha)	2,031	408	218	2,657	23.1a	3,098	400	495	3,993	—	24.2a	50%→60%
	生産量 (t)	81,291	16,153	8,621	106,070	4,869	147,355	18,250	23,086	188,691	5,740	11,784kg	
	TDN換算量 (t)	10,235	1,921	1,047	13,203	1,816	18,508	2,292	2,899	23,699	2,141	1,566kg	

2 草地改良計画

地域名	現在 (50年度) 当初現有草地面積			改良可能面積	現在 (50年度) から目標年度 (60年度) 当初までの事業実施面積			
	乳用牛仕向面積	補助事業	その他		乳用牛仕向面積	補助事業	その他	
東 部	52 ha	52 ha	52 ha	2,030 ha	346 ha	25 ha	371 ha	371 ha
中 部	85	85	85	273	73	20	93	93
西 部	581	581	581	364	10		10	30
合 計	718	718	718	2,667	429	45	474	494

VI 集乳及び乳業の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

昭和50年における集乳は集乳かんによるトラック輸送が多く、集乳所は23箇所、クレーンステーションは6箇所となっている。酪農団体は専門農協1、農協連合会1、総合農協1、任意組合2の5団体があり、集乳組織は専門農協1、農協連合会2、総合農協1、任意組合2の6系統で実施されている。集乳路線は酪農団体の地域における錯そうにより気高郡、倉吉市、東伯郡、西伯郡、米子市の一部で重複し

ている。

(1) 集送乳の合理化

酪農家にトラッククレーンが普及するとともに、タンクローリーによる集乳を進め、生乳の品質保持と集送乳の合理化に努める。

(2) 集送乳体制の整備

指定生乳生産者団体を中心として関係団体との調整を図りつつ、集送乳事業の合理化に努める。

地域名	現 在 (50年)				目 所				標 (60年)				
	集乳所数	1集乳所 当り の量 kg/日	クーラー ソー ン 数	1クー ラー ソー ン 当 り の 量 kg/日	ミルク タンク 数	新施設 拡張 数	現況の 縮小 数	1集乳 所 当 り の 量 kg/日	新施設 拡張 数	現況の 縮小 数	1集乳 所 当 り の 量 kg/日	ミルク タンク 数	1ミルク タンク 当 り の 量 kg/日
東部11	150	150	2(2)	11,740	4(1)	8(8)	—	570	—	2	17,150	7(1)	7,000
中部6(6)	650	650	1(1)	36,660	3	—	6(6)	950	—	1	56,500	5	7,500
西部6	930	930	3(1)	10,290	3(1)	—	5	350	—	3	14,510	4(1)	4,000
計23(6)	484	484	6(6)	15,170	10(2)	8(8)	11(6)	632	—	6	22,390	16(2)	10,000

2 乳業の合理化

昭和50年における乳業者数は10業者であり、うち酪農専門農協は乳製品加工施設と市乳工場2箇所を保有し、他の9業者は市乳、乳飲料を製造している。乳製品の加工は、学校給食用牛乳の季節余乳と県外からの製造委託が主で年間約5,000トンが加工され、飲用牛乳としては22,000トン余りを処理して県内に供給するとともに京阪神地区に市乳として移出している。今後は飲用牛乳の消費の伸びとともに市乳として県外移出の増加が見込まれる。

(1) 乳業経営の改善

市乳部門の比重を増大させる方向へ誘導するとともに、零細市乳処理業者の統合を促進することに努める。

(2) 乳業施設の整備

県内における飲用牛乳の消費拡大と京阪神地区の飲用牛乳の出荷に対処するため、生産施設の近代化を促進する。また、乳業工場の排水処理施設の整備充実に努める。

地域名	工場名	現			在 (50年)			目標 (60年)	
		生乳処理量	製造品目別生産量	主要機械設備の名称及び能力別台数	製造品目別生産量	合理化事項			
東部	大山乳業農業協同組合鳥取工場 岩美牛乳 有限会社南農園 福良牛乳 鳥取乳業株式会社	16,620kg/日	飲用牛乳等 16,66kl/日	ビン容器充てん機 " 400ℓ/時2台 " 900ℓ/時1台 " 2,400ℓ/時1台 ロンウエイ容器充てん機 500ℓ/時1台 " 680ℓ/時3台	飲用牛乳等 24kl/日				
		40,860kg/日	飲用牛乳等 36,12kl/日 粉乳 614kg/日 れん乳 154kg/日 バター 47kg/日	ビン容器充てん機 600ℓ/時2台 " 900ℓ/時1台 " 3,600ℓ/時1台 ロンウエイ容器充てん機 810ℓ/時1台 " 900ℓ/時2台 " 1,800ℓ/時2台 " 2,100ℓ/時1台 乾燥機 600kg/時1台 濃縮機 6,000kg/時1台 " 9,000kg/回1台 バターチヤーン 300kg/回1台 排水処理施設 200㎡/日3基 BOD45ppm以下	飲用牛乳等 53kl/日 粉乳 600kg/日 れん乳 150kg/日 バター 50kg/日西				
中部	大山乳業農業協同組合(本所工場) 日進乳業株式会社 有限会社鴨川路農牛乳処理場								
西部	山陰明治牛乳株式会社 有限会社熊野屋牛乳処理場 三由乳業有限公司	15,040kg/日	飲用牛乳等 16,18kl/日	ビン容器充てん機 " 800ℓ/時1台 " 1,200ℓ/時1台 " 1,600ℓ/時1台	飲用牛乳等 24kl/日				

			クワンエイ容器充てん機 900ℓ/時 1台 " 1,200ℓ/2台 排水処理施設 20㎡/日 1基 BOD 80ppm以下	
県計	72,460kg/日	飲用牛乳等 68,73ℓ/日 粉 乳 614kg/日 れ ん 乳 154kg/日 パ タ ー 47kg/日	飲用牛乳等 101ℓ/日 粉 乳 600kg/日 れ ん 乳 150kg/日 パ タ ー 50kg/日	

Ⅶ その他酪農の近代化を図るために必要な事項

1 指導組織の整備

酪農団体の指導部門の強化を図るとともに、各酪農関係指導機関との連係に努め、指定生乳生産者団体を中心とした指導の一元化を推進する。

2 乳牛能力の向上

優良種雄牛のけい養並びに凍結精液の広域利用による計画交配と、雌牛の能力検定の推進による選抜を中心とした改良を進め、経済性の良い高能力牛の増殖を図る。

3 家畜保健衛生施設の整備

家畜保健衛生所並びに家畜病性鑑定所の整備を図り、自衛防疫団体及び家畜診療機関との連係を強化して病気の発生子防と、適確な診断、治療に努める。

4 道路の整備

ミルクタンクローリーの集乳範囲の拡大に伴い、大型自動車の進入

が可能となるよう道路の補修整備に努める。

5 その他必要な事項

(1) 公共育成牧場の拡充、整備を図り、優良な後継牛の供給と、農家の育成部門経費の軽減に努める。

(2) 水田裏作の粗飼料栽培を促進するため、集団契約栽培の助長に努める。

(3) 農業構造改善事業、その他基盤整備事業等の円滑な実施により酪農経営の合理化を図る。

(4) 飼料栽培技術、飼養管理技術等の向上を図るため、試験研究の充実と普及に努める。

(5) 酪農の土地基盤確保に努める。